

大館能代空港団体旅行利用促進事業費補助金交付制度の概要

- 1 趣 旨 大館能代空港の利用促進を図るため、大館能代空港発着便を利用した団体旅行を募集並びに受注又は手配する国内旅行社に対し、補助金を交付する。
- 2 対 象 者 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者の日本国内の事業所。
- 3 対象事業 大館能代空港発着便を利用した旅行商品で、有償搭乗者が8名以上の団体旅行。※包括団体旅行運賃等を適用した利用に限る。
- 4 交付金額等（有償搭乗者1人あたり）

区 分	事 業 内 容
国内定期便	片道利用 2,000 円／人 ※往復利用の場合、それぞれの便の交付金額の合算額 ※補助対象事業が複数年度にわたる場合は、当該対象事業の完了が確認された年度の補助対象とする。
チャーター便	片道利用 2,000 円／人 ※国際チャーター便も同様

- 5 申請書提出時期
対象事業の催行1か月前までに提出する。

6 必要書類

- ① 交付申請書
- ② 旅行行程表又は旅行商品パンフレット（交付申請時）
- ③ 航空会社が発行する団体搭乗証明書等（実績報告時）

7 申請先

大館能代空港利用促進協議会事務局
大館市観光交流スポーツ部移住交流課交流企画係
（住所）〒017-0031 大館市上代野字稻荷台 1-1
ニプロハチ公ドームパークセンター内